

小川町名義後援に関する要綱

〔 令和6年3月22日 〕
〔 小川町告示第32号 〕

(趣旨)

第1条 この告示は、町以外の団体が主催する講習会、講演会、展示会、競技会、記念行事その他の事業（以下「事業」という。）に対し、町が名義後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「名義後援」とは、町が事業の趣旨に賛同し、後援の名義の使用を承認することによって、その開催を援助することをいう。

(後援名義の使用)

第3条 名義後援において町長が使用を承認する名義は、小川町とする。

2 後援の名義の使用の承認を受けた団体は、当該名義後援の承認を受けた事業に関し発行する印刷物等に町が名義後援している旨の表示をし、又はその旨を放送等により公表することができる。

(審査基準)

第4条 町が名義後援をすることができる事業は、町の方針に合致し、町の施策の推進に寄与するものと認められる事業とする。

2 名義後援を行う事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体
- (3) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (4) 町民福祉の増進、町民文化の向上又は地域社会の発展に寄与すると町長が認める団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める団体

3 事業が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、町は、名義後援をしないものとする。

- (1) 小川町暴力団排除条例（平成24年小川町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と関係のある団体が主催するもの

- (2) 政治的又は宗教的な内容が含まれているもの
- (3) 特定の思想又は主義主張の浸透を図ることを目的とするもの
- (4) 営利、商業宣伝、売名等を目的とするもの
- (5) 会員等の勧誘を目的とするもの
- (6) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (7) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (8) 参加者の安全及び衛生が十分確保できないもの
- (9) 主催者について、その存在が明確でないもの又はその事業遂行能力が十分でないもの
- (10) 参加者から参加料等を徴収する場合において、当該参加料等の金額が事業の実施上やむを得ない範囲を超え、参加者に過重な負担を求めるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が名義後援をすることが適当でないと判断したもの
(承認の手続等)

第5条 町の名義後援を受けようとする事業の主催者は、名義後援の承認を受けようとする事業を実施しようとする日の30日前までに小川町の名義後援に係る承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記載のうえ、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、会則等その団体の概要が分かる書類
- (2) 役員及び事業関係者の名簿
- (3) 事業計画書等事業の目的、内容等が詳細に分かる書類
- (4) 事業に係る収支予算書
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があった場合において、前条に規定する審査基準により審査のうえ、名義後援の承認をするときは小川町の名義後援に係る承認通知書（様式第2号）により、承認をしないときは小川町の名義後援に係る不承認通知書（様式第3号）により、事業の主催者に通知するものとする。

3 町長は、前項に規定する名義後援の承認に際し、必要であると認めるときは、その決定に条件を付すことができる。

(変更の届出)

第6条 名義後援の承認を受けた事業の主催者は、当該決定に係る申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに小川町の名義後援に係る承認事項変更届出書

(様式第4号)に変更事項を記載して、町長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として町長が認める場合は、この限りでない。

(承認の取消し)

第7条 町長は、名義後援の承認をした事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により承認の決定を受けたもの
- (2) 法令に違反したもの
- (3) 名義後援の承認について付した条件に違反したもの
- (4) 前条本文の規定による届出をしなかったもの
- (5) 事業の主催者から名義後援の承認の取消しの申出があったもの

2 町長は、前項の規定により名義後援の承認の決定を取り消したときは、小川町の名義後援に係る承認取消通知書(様式第5号)により、事業の主催者に通知するものとする。

3 第1項の規定により後援の承認等を取り消された事業の主催者は、直ちに、交付を受けた小川町の名義後援に係る承認通知書(様式第2号)を町長に返還しなければならない。

(事業実績報告書)

第8条 名義後援の承認の決定を受けた事業の主催者は、事業終了後速やかに、小川町の名義後援に係る事業実績報告書(様式第6号)に必要な事項を記載のうえ、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業に係る収支報告書
 - (2) 開催要項、パンフレット等実施に係る書類
- (その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。